

第1章 環境基本計画改定の基本的事項

第1節 改定の趣旨

1 改定の意義

本県は多彩で豊かな自然に恵まれており、本県の産業、生活、歴史・文化は、この豊かな環境から多くの恵みを受けながら育まれてきました。

この豊かな環境を健全なかたちで守り、次世代に引き継いでいくことは、今を生きる私たちに課せられた重要な責務であり、私たち一人ひとりが環境に配慮したライフスタイルを実践するとともに、地域社会を構成するすべての主体が良好なパートナーシップを築き、環境への負荷の少ない持続可能な社会¹を構築していく必要があります。

このため、本県では、1995（平成7）年12月に「山口県環境基本条例」を制定するとともに、1998（平成10）年3月に「山口県環境基本計画」を策定し、環境を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、見直しを行いながら、環境に関する様々な施策を総合的・計画的に推進してきました。

こうした中、近年、地球温暖化を要因とする気候変動²や生態系³への影響、また、マイクロプラスチック等による海洋ごみ⁴問題など、地球規模での新たな課題が顕在化しています。このような課題を背景として、「持続可能な開発目標（SDGs）⁵」を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や地球温暖化対策の新たな枠組みであるパリ協定⁶が採択されるなど、国内はもとより、国際的にも持続可能な社会の構築に向けた機運が高まっています。

¹ **持続可能な社会**：健全で恵み豊かな環境が、地球規模から身近な地域にまでわたって保全されるとともに、それらを通じて一人ひとりが幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会のことです。

² **気候変動**：長い時間で見られた気候の変動や変化のことです。近年、人間活動に伴うCO₂などの温室効果ガスの増加による地球温暖化など、人為的要因による気候変動に対する関心が高まっています。

³ **生態系**：ある地域にすむすべての生物と、その地域内の大気、水、土壌などの環境とを総合的にとらえた系のことです。

⁴ **海洋ごみ**：海面に浮遊する漂流ごみ、海岸などにある漂着ごみ及び海底に堆積するごみ（海底ごみ）の総称です。

⁵ **持続可能な開発目標（SDGs）**：2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された国際目標で、2030（令和12）年までに持続可能でよりよい世界を目指すとしています。

⁶ **パリ協定**：2015（平成27）年12月に採択された地球温暖化対策に関する国際的な協定です。協定では、条約加盟の196か国・地域が自主的な温室効果ガスの削減目標を国連に提出するとともに、削減目標の達成に向けた国内対策を行うことなどが義務付けられています。

こうした環境を取り巻く社会情勢の変化に的確に対応するとともに、これまでの計画（目標）の進捗状況や課題等を踏まえ、「山口県環境基本計画」の内容を見直すこととしました。

2 改定の背景

<国の動向>

2018（平成 30）年 4 月に、国の「第 5 次環境基本計画⁷」が策定され、「目指すべき持続可能な社会」の姿として、「地域循環共生圏」の創造が示されました。

これは、各地域がそれぞれの特性を活かした自立・分散型の社会を形成し、地域資源⁸を補完し支え合う考え方を示したものであり、2015（平成 27）年 9 月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で掲げられた持続可能な開発目標（SDGs）に対して環境面からアプローチし、「環境・経済・社会を統合的に向上」させるためのビジョンです。

そして、今後の環境政策の展開の基本的方向性として、SDGs の考え方を踏まえ、特定の施策が複数の異なる課題を同時に解決することの必要性や、あらゆるステークホルダー⁹が参画する「全員参加型」のパートナーシップの促進の重要性が示されました。

また、環境を巡る国内外の様々な課題に対応するため、「地球温暖化対策計画」の策定（2016（平成 28）年）や「気候変動適応法」の制定（2018（平成 30）年）、「第 4 次循環型社会形成推進基本計画」の閣議決定（2018（平成 30）年）等がなされています。

さらに、2020（令和 2）年 10 月には、「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現を目指す」ことが宣言されました。

⁷ **第 5 次環境基本計画**：環境基本法に基づき、我が国の環境の保全に関する施策の総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるもので、2018（平成 30）年 4 月に第 5 次計画が閣議決定されました。

⁸ **地域資源**：自然・土地、歴史・文化・伝統、農林水産物、加工産物、人工公物、技術など、地域に備わっているもの、地域から生み出されるものの総称です。

⁹ **ステークホルダー**：ある主体が存続・行動する上で、直接・間接的な利害関係を有する者のこと。利害関係者ともいいます。

<県の動向>

本県においては、2018（平成30）年10月に県の総合計画である「やまぐち維新プラン¹⁰」を策定し、これからの県づくりに向けた指針を示すとともに、2020（令和2）年3月には、実効性のある地方創生の取組を進めてくための戦略として、「第2期山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略¹¹」を策定したところです。

また、2020（令和2）年3月に改定した「環境教育推進計画」では、持続可能な開発のための教育（ESD）¹²の視点に立った環境教育の重要性を明記しました。

さらに、2021（令和3）年3月には、本県の地球温暖化対策を推進するための指針となる「山口県地球温暖化対策実行計画¹³」や、循環型社会の形成をより一層進めるための「山口県循環型社会形成推進基本計画¹⁴」、また、海洋プラスチックごみの発生抑制対策などを盛り込んだ「山口県海岸漂着物等対策推進地域計画¹⁵」の改定を行ったところであり、こうした環境に関連する重要な計画との整合を図りながら様々な施策を総合的・計画的に推進していくことが必要です。

¹⁰ **やまぐち維新プラン**：本県における最上位計画で、県づくりの施策を戦略的・計画的に進めていくための指針です。

¹¹ **山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略**：地方創生を次のステージに押し上げていくため、「やまぐち維新プラン」を「まち・ひと・しごと」の創生の観点から施策を戦略化し、実践的な取組を重点的に推進するための計画として策定しています。

¹² **持続可能な開発のための教育（ESD）**：Education for Sustainable Development（持続可能な開発のための教育）の略。環境・経済・社会の様々な課題を自らのものとして捉え、実践できる人材の育成を目指す教育のことです。

¹³ **山口県地球温暖化対策実行計画**：「地球温暖化対策の推進に関する法律」等に基づき策定する、本県の自然的社会的条件に応じた、温室効果ガスの排出の抑制を図る「緩和策」並びに気候変動の影響の防止・軽減等を図る「適応策」を推進するための総合的な計画です。

¹⁴ **山口県循環型社会形成推進基本計画**：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき策定する、本県における廃棄物の適正処理及び循環型社会の形成に関する施策を総合的・計画的に推進するための計画です。

¹⁵ **山口県海岸漂着物等対策推進地域計画**：「海岸漂着物処理推進法」に基づき策定する、本県の海岸の恵まれた景観等の総合的な環境を保全するとともに、海岸漂着物等によって損なわれた環境を再生することを目的として、海岸漂着物対策を推進するための計画です。

環境を取り巻く社会情勢の変化と本県の主な計画策定状況

年	県の動向	国内外の動向
2013 (平成 25)	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次山口県環境基本計画〔10月〕 ・山口県再生可能エネルギー推進指針〔3月〕 	
2014 (平成 26)	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次山口県地球温暖化対策実行計画〔8月〕 	
2015 (平成 27)		<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な開発のための2030アジェンダ (SDGs採択)〔9月〕 ・パリ協定 (COP21)〔12月〕
2016 (平成 28)		<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策計画〔5月〕 ・生物多様性国家戦略2012-2020の達成に向けて加速する施策〔11月〕 ・SDGs実施指針〔12月〕
2017 (平成 29)		<ul style="list-style-type: none"> ・長期低炭素ビジョン〔3月〕 ・海洋ごみに対するG20行動計画〔7月〕
2018 (平成 30)	<ul style="list-style-type: none"> ・山口県レッドリスト2018〔3月〕 ・やまぐち維新プラン〔10月〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次環境基本計画〔4月〕 ・第4次循環型社会形成推進基本計画〔6月〕 ・海岸漂着物処理推進法改正〔6月〕 ・海洋プラスチックごみ憲章 (G7)〔6月〕 ・気候変動適応計画〔11月〕 ・気候変動適応法〔12月〕
2019 (令和元)	<ul style="list-style-type: none"> ・レッドデータブックやまぐち2019〔3月〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック資源循環戦略〔5月〕 ・海洋プラスチックごみ対策アクションプラン〔5月〕 ・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略〔6月〕 ・大阪ブルー・オーシャン・ビジョン (G20)〔6月〕
2020 (令和2)	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略〔3月〕 ・環境教育推進計画〔3月〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略の策定〔12月〕
2021 (令和3)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次山口県環境基本計画〔3月〕 ・第2次山口県地球温暖化対策実行計画〔3月〕 ・第4次山口県循環型社会形成推進基本計画〔3月〕 ・山口県海岸漂着物等対策推進地域計画〔3月〕 	

3 基本的な視点

次のような視点から、前計画を見直し、改定します。

○環境を巡る社会情勢の変化への的確な対応

国の「第5次環境基本計画」との整合を図りながら、世界規模で取組が求められている気候変動問題や海洋ごみ問題等の環境を巡る新たな課題に的確に対応するとともに、環境学習・環境教育の充実や人材の育成、環境に配慮した地域づくりの推進等に取り組みます。

○県の最上位計画及び環境分野の個別計画との整合

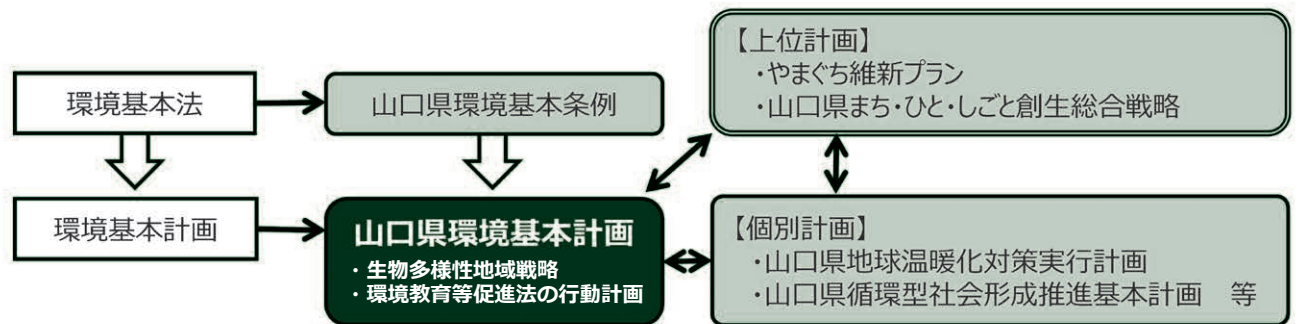
本県の最上位計画である「やまぐち維新プラン」や「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」、環境施策に係る個別計画である「山口県地球温暖化対策実行計画」、「山口県循環型社会形成推進基本計画」等とも整合を図り、環境部門の最上位計画として総合的に施策を展開します。



第2節 計画の位置付け

1 計画の役割

- 「山口県環境基本計画」は、「山口県環境基本条例」第9条に基づき策定された、本県の環境部門における最上位計画で、すべての主体が共通認識のもと、健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、次世代への継承に向けて全県的に取り組むための大綱となるものです。
- 「やまぐち維新プラン」の環境に関する部門別計画であり、県行政の各部門における環境関連施策を体系化し、総合的・計画的な推進を図るための基本となるものです。
- 県民、NPO¹⁶等民間団体、事業者、大学・研究機関、行政の積極的な連携・協働のもと、環境の保全に関する取組を進めるための指針となるものです。
- 本計画の第2章第3節「いのちと暮らしを支える生物多様性¹⁷の保全」を、「生物多様性基本法¹⁸」に規定する「生物多様性地域戦略¹⁹」として、また、第2章第5節「環境に配慮し、行動できる人づくりの推進」の一部を、「環境教育等促進法²⁰」に基づく「行動計画」として位置付けます。



¹⁶ **NPO**：Non-Profit Organizationの略称です。営利を目的としない民間団体を指す言葉として用いられており、地域づくり、福祉、教育などの様々な分野で組織的な活動を行っています。

¹⁷ **生物多様性**：生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとされています。（→48ページ参照）

¹⁸ **生物多様性基本法**：生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする法律です。

¹⁹ **生物多様性地域戦略**：生物多様性基本法第13条に基づき、都道府県及び市町村が、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関して定める基本的な計画です。

²⁰ **環境教育等促進法**（環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律）：環境学習・環境教育を通じて環境保全に関する国民の理解を求め、持続可能な社会を目指すことを目的とした法律です。

区分	環境基本計画に関連する計画
地球環境	山口県地球温暖化対策実行計画 / 山口県バイオマス活用推進計画
廃棄物	山口県循環型社会形成推進基本計画 / 山口県海岸漂着物等対策推進地域計画 / 山口県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画 / 山口県災害廃棄物処理計画（山口県地域防災計画第10章第3節） / 山口県食品ロス削減推進計画
自然環境	鳥獣保護管理事業計画 / 自然環境整備計画
大気環境	硫黄酸化物総量削減計画（岩国・和木、周南、宇部・小野田地域）
水質環境	水質総量削減計画 / 瀬戸内海の環境の保全に関する山口県計画
その他	環境教育推進計画 / 山口県景観ビジョン / 都市計画区域マスタープラン / 家畜排せつ物の利用の促進を図るための山口県計画

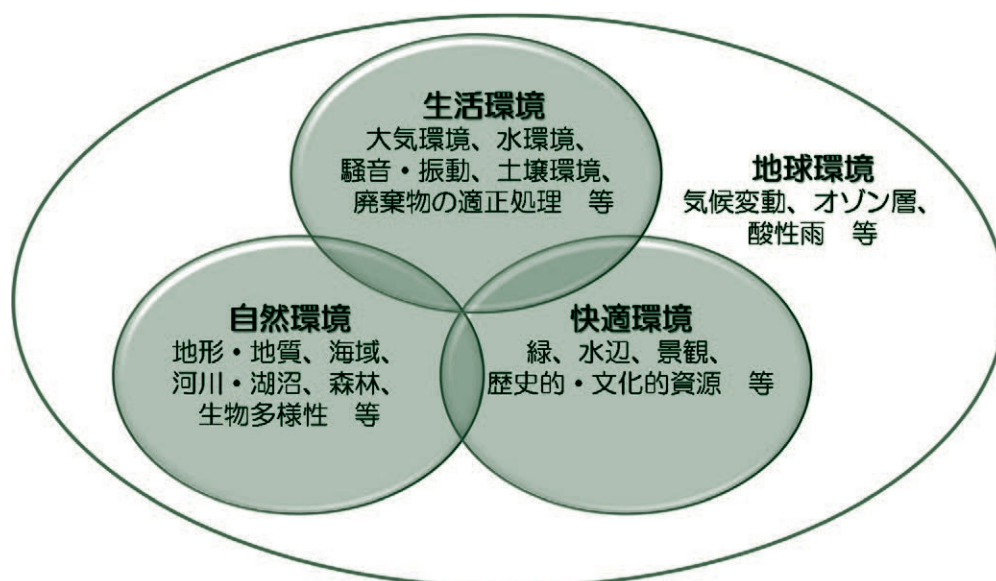
2 計画の期間

計画の期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とします（必要に応じて5年を目途に見直し）。

なお、社会情勢の変化や関係法令の改正、関係計画の改定等により計画期間中に内容を見直す必要が生じた場合には、「山口県環境審議会」等の意見を踏まえ、適切に対応します。

3 計画の対象範囲

計画の対象範囲は、生活環境、自然環境、快適環境、地球環境とします。



第3節 計画の基本目標等

1 基本目標

健全で恵み豊かな環境の保全と創造

～ みんなでつくる環境・経済・社会が調和する持続可能なやまぐち ～

環境の保全は、現在及び将来の県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受できるとともに、限りある環境が将来にわたって良好な状態で維持されるよう、適切に行わなければならない。また、環境の保全は、環境への負荷をできる限り低減すること等の行動が、すべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われることにより、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されることを旨として行われなければならない。

計画の基本目標については、こうした山口県環境基本条例の基本理念を踏まえ、本県の目指すべき環境の姿として、第1次計画から掲げている「健全で恵み豊かな環境の保全と創造」を継承します。

また、国の「第5次環境基本計画」に掲げられた持続可能な社会の姿を踏まえ、「みんなでつくる環境・経済・社会が調和する持続可能なやまぐち」をサブタイトルとして、その方向性を明確にします。

サブタイトルには、以下のような思いがこめられています。



○みんなでつくる

山口県に関わるすべての皆さんのパートナーシップのもと、環境の保全に取り組みます

○環境・経済・社会が調和する

環境課題のみならず、経済・社会課題の解決にも資するよう、総合的に施策を展開します

○持続可能なやまぐち

持続可能な社会の構築を促進し、本県の恵み豊かな環境を次世代につなぎます

2 基本方針

基本目標の実現に向けて、これまでの計画における考え方を継承しながら、次の3つの基本方針を設定し、各種施策を展開します。

なお、各種施策は、複数の課題を同時に解決するとともに、多面的な効果が発揮できるよう推進することとし、「健全で恵み豊かな環境の保全と創造～みんなでつくる環境・経済・社会が調和する持続可能なやまぐち～」を目指します。

①健全で恵み豊かな環境を次世代に引き継ぐための低炭素・循環型・自然共生社会の構築

地球規模の環境問題として直面している地球温暖化による気候変動、食品ロスや海洋ごみの増大、生物多様性の保全などの課題を克服し、環境と経済・社会が調和する低炭素社会²¹、循環型社会、自然共生社会を構築していくことが重要であることから、「気候変動対策の推進」、「循環型社会の形成」、「いのちと暮らしを支える生物多様性の保全」に向けた取組をより一層推進します。

②県民が安心して暮らせる安全で快適な生活環境の確保

有害化学物質や、不法投棄された廃棄物等から人の健康や生活、生態系を守ることの重要性が再認識されている今日において、県民の健康と生活環境を守り、現在及び将来の世代が健全で豊かな環境の恩恵を受け続けることができるよう、「生活環境の保全」に向けた取組をより一層推進します。

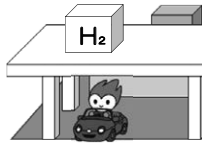
③「持続可能なやまぐち」を実現する人づくり・地域づくり

「持続可能なやまぐち」を実現するためには、県民、NPO等民間団体、事業者、大学・研究機関、行政などの地域社会を構成するすべての主体が、自主的かつ積極的に、また、互いに連携・協働しながら、環境に配慮した行動を実践し、持続可能な地域を形成していくことが重要であることから、「環境に配慮し、行動できる人づくりの推進」、「やまぐちの特性を活かした持続可能な地域づくりの推進」に向けた取組をより一層推進します。

²¹ **低炭素社会**：地球温暖化の要因とされているCO₂（二酸化炭素）の排出量が少ない社会のことです。


各種施策の推進にあたっては、環境面への効果に加えて経済・社会に関する様々な課題も共有しながら、複数の課題を解決する視点を養い、実践していくことが重要です。

水素ステーションの導入促進



- 環境 温室効果ガスの排出量削減
- 経済 水素の利用拡大
- 社会 エネルギーセキュリティの向上

再配達削減を推進




- 環境 温室効果ガスの排出量削減
- 経済 輸送コストの削減
- 社会 利便性の向上、人手不足の解消

健全な森林の整備と
森林バイオマスの活用



- 環境 CO₂吸収源の確保
- 経済 林地残材の有効利用
- 社会 林業の担い手確保

流域住民の連携・協働による
里海づくりの推進




- 環境 沿岸域の多面的機能を発揮
- 経済 地域間の交流
- 社会 海離れの解消

フードバンクの推進



- 環境 食品ロスの削減
- 経済 廃棄コストの削減
- 社会 社会福祉活動の充実

エコツーリズムの推進



- 環境 地域固有の自然資源を保全
- 経済 地域産業の活性化
- 社会 地域社会の雇用創出

地産・地消の推進



- 環境 フードマイレージの縮小
- 経済 流通コストの削減
- 社会 食料自給率の向上